

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の防疫作業手当の特例)

2 第9条に定めるもののほか、防疫作業手当は、職員が新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、市長が定めるものに従事したときに支給する。この場合において、第9条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する手当の額は、次に掲げる額を超えて支給してはならない。

(1) 次号に掲げる作業以外の作業 作業1日につき 3,000円

(2) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはそのおそれのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業 作業1日につき 4,000円

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の桶川市職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和2年5月19日からこの条例の施行の日の前日までの間において、職員が新条例の規定を適用したとするならば新条例第9条又は附則第2項の作業に該当することとなるものに従事した場合

についても適用する。

令和2年6月2日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

防疫作業手当の支給対象及び支給額並びに新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の防疫作業手当の特例について規定したいので、この案を提出するものである。